

令和元年第3回定例会
陳情文書表

自 陳情第17号
至 陳情第23号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
17	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地代替施設について国民的議論を深め民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める陳情						1
18	加齢性難聴者の補聴器購入・使用で国に助成制度創設を求める意見書提出の陳情						3
19	「さらなる議会改革の取り組み」は公開の委員会で行うことを要望する陳情						5
20	小・中学校の改築に当たりエコスクール化の推進を要望する陳情						7
21	府中駅周辺に外国語表示のあるトイレ案内板の設置を求める陳情						9
22	分梅町 3 丁目 8 - 6 のプレハブの撤去のお願いの陳情						10
23	選挙啓発、投票環境向上の拡充・強化を求める陳情						12

陳 情 番 号	17	受理年月日	令和元年 8 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	府中市若松町 4 - 4 6 - 4 小 川 純一郎			
件 名	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地代替施設について国民的議論を深め民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める陳情			
〔陳情趣旨及び理由〕				
沖縄県名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行に進められていることは、日本国憲法が定めている民主主義、基本的人権、法の下での平等、地方自治の各理念からして看過できない重大な問題である。 普天間基地の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的、及び地政学的理由が薄弱であることは既に指摘されており、沖縄県議会はこれまで政府に対し「在沖縄海兵隊を国外、県外に移転すること」を要求する決議を可決採択している（2017.11.28 / 2018.1.19 / 2018.2.1 / 2018.2.22）。「国土面積の0.6%に70%以上の米軍専用施設が集中している」という沖縄の訴えには「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら沖縄にのみその負担を強いるのは「差別」ではないか」という問いが含まれている。「本土」の側は応答しなければならない。 名護市辺野古に新基地を建設する法的根拠としては内閣による閣議決定（2006.5.30 / 2010.5.28）があるのみで根拠に乏しい。 沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため沖縄県内への新たな基地負担を許すべきではなく工事は即時に中止するべきである。 また、普天間基地の代替地について県外国外移転を当事者意識を持った国民的議論により決定すべきである。安全保障の問題は日本全体の問題であり普天間基地の代替施設が国内に必要なか否かは国民全体で議論すべき問題である。そして、国民的議論において代替施設が国内に必要なだという世論が多数を占めるのなら民主主義及び憲法の問題にのっとり一地域への一方的な押しつけとならないよう公正で民主的な手続により決定することを求める。				
〔要望事項〕				
府中市において、次の事項を内容とする意見書を国会及び行政官庁に対し提出して下さい。 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地の運用を停止すること。				

- 2 全国民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄県以外の全国全ての自治体をひとしく候補地とし、民主主義及び憲法の問題にのっとり、一地域の一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	18	受理年月日	令和元年 8 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	府中市府中町 1 - 1 3 - 3 三多摩健康友の会府中支部 高齡期問題を考える府中連絡会 会長 武 田 正 實			
件 名	加齡性難聴者の補聴器購入・使用で国に助成制度創設 を求める意見書提出の陳情			
人間は誰でも加齡とともに、高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。難聴を放置していると認知機能が低下することが研究によってわかってきました。 難聴ゆえのコミュニケーションの減少、社会的な孤立も認知機能の低下につながります。 アメリカなど各国の大規模な調査研究を通じて、難聴が認知機能の低下や脳の萎縮を招くことが証明されています。 2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議では、ランセット国際委員会が、「認知症の約35%は、予防可能な九つの要因（糖尿病や、高血圧、社会的孤立、うつなど）により起こると考えられる。その中で難聴（9%）が予防可能な最大のリスク因子である」と発表しました。厚労省の「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略・15年）でも、「難聴は危険因子の一つ」として挙げられています。「聞こえのバリア（障害）」ゆえの交通事故なども危惧されています。 そして、難聴になったらなるべく早い補聴器の使用が、聞こえの改善にとって大切なこととされています。 世界保健機構（WHO）では41デシベルからの中程度の人から補聴器をつけることを奨励しています（41デシベル...基本的には聞こえるが、かなり聞き取りにくくなってきているレベル）。 この基準は「放っておくと聴力がさらに低下し、認識できない音が増えていく。その段階で補聴器をつけた方が音の認識が保てるという大事な基準」とされています。 しかし補聴器は、片耳でも2万円～20万円、両耳だと40万～50万円にもなるなどと高価で年金暮らしの高齢者には手が届きません。 現在、障害者手帳を持つ両耳聴力で70デシベル以上の高度・重度の難聴者（70デシベル...具体的には、両耳で、40センチ以上離れると会話が聞き取れない程度）を対象に聴覚障害者補聴器購入の費用支給制度（所得制限、原則1割の自己負担）がありますが、適用は必要者の1割に満たないといわれています。				

欧米諸国では補聴器装着を医療施策として対応し、手厚い公的補助が行われ、しかも、国家資格を持つ聴覚の専門家や医師が、補聴器を調整していますが、日本の場合は障害者施策としての限定的な対応となっています。

そのため難聴の人の補聴器所有率は、イギリス47.6%、フランス41.0%などに比べ、日本は14.4%と非常に低くなっています（日本補聴器工業会調べ）。

いま、政府が、高齢者の社会参加を強調し、定年延長が課題となる中で、高齢者が社会で活躍、働いていくには、補聴器は必需品になっています。

また、難聴の進行する前に補聴器使用が有効であるとわかっていても、多くの低収入の高齢者は高額な補聴器の購入を諦め、聞こえないまま毎日を過ごすという深刻な状況となっています。

このような中で、高齢難聴者の切実な願いを受け、東京都も含め、幾つかの地方自治体では独自の支援策が実施され、また検討を始めていると伝えられています。

全ての人が年を重ねることで難聴となる可能性があることであり、国が率先して対策をとるべきです。

以上の趣旨に基づき、下記の陳情を提出いたします。

〔陳情事項〕

加齢性難聴者への「聞こえのバリアフリー」「聞こえの支援」について、国に対して、自治体任せにせず高齢者の実情を把握し、難聴者の必需品である補聴器の購入・調整を支援する公的助成制度を創設することを求める、府中市議会の意見書を提出してください。

付託する委員会

陳 情 番 号	19	受理年月日	令和元年 8 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	府中市浅間町 3 - 1 8 - 1 宮 井 迅 吉			
件 名	「さらなる議会改革の取り組み」は公開の委員会で行うことを要望する陳情			
〔陳情趣旨〕 2019年 4 月 1 日に議会基本条例が施行されました。この議会基本条例のパブコメには「今後、さらなる議会改革の取り組みを進める」と書いてあります。従来、議会改革の取り組みは市民が知ることができない非公開の議会改革検討委員会で行われてきていましたので、「公平公正な開かれた議会運営を行う」とする議会基本条例が制定されたという新たな段階にたつて、2019年 6 月議会に従来、議会改革の取り組みをしてきた議会改革検討委員会を公開で行うように陳情しました。（以下「6 月陳情」とします） 議会運営委員会に付託されたこの陳情は、本会議の議事録にも要約が記録されているように、賛成の意見のほかに、「今後、議会改革検討委員会という議長の諮問機関というやり方そのものも、もう一度整理した方がいい」「趣旨採択がない以上、今後、議会改革の検討委員会が明確に行われるということがはっきりしていないと採択という判断がしにくい」「見直しに関しては公開である議会運営委員会の中で話し合いをすると聞いている。」といった意見があり陳情を採択できないという意見が多数を占めて、不採択になりました。 そこで、「公平公正な開かれた議会運営を行う」とする議会基本条例の精神を生かしつつ、市民に関係の深い議会改革の取り組みを公開で進めるには、「さらなる議会改革の取り組みは公開の委員会で行う」ことを確認することによって、6 月陳情が「趣旨はわかるが、議会改革検討委員会を開催するかどうか現状では不明確」という理由で採択することができなかった問題の解決を図ることができるものを考えて、本陳情に至りました。 「さらなる議会改革の取り組み」は、議会を構成する議員にとっても、議員を議会に送り出した市民にとっても重要なテーマです。議会基本条例に明確にうたわれた「公平公正な開かれた議会運営を行う」の趣旨にのっとり、従来のように非公開の場所でなく公開の委員会で行っていただくようよろしく審査のほどお願いいたします。				

〔陳情事項〕

さらなる議会改革の取り組みは公開の委員会で行うことを要望します。

付託する委員会

陳 情 番 号	20	受理年月日	令和元年 8 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	府中市浅間町 3 - 1 8 - 1 自然エネルギーを考える会 会長 宮 井 迅 吉			
件 名	小・中学校の改築に当たりエコスクール化の推進を要望する陳情			
〔陳情趣旨〕 府中市では2018年 9 月に学校老朽化対策推進協議会が「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案」を答申し、小・中学校の長期にわたる施設改築・長寿命化改修計画が進展しつつあります。府中市の公共施設に占める小・中学校の割合は43%と大きく、地域や自治体から再生可能エネルギーの比率を高める上でも小・中学校の改築・長寿命化の取り組みは重要です。この答申では「 2 . 学校施設の全体整備方針」(78 ページ) に「(8) 環境に配慮した学校施設」として「 省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します」とうたっています。 さらに「建物の整備及び配置方針」(79 ページ) に「(1) 建物の整備方針」として「建物は、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理がしやすいつくりとする。」「太陽光発電設備など環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する。」「学校施設全体で、夏季の高温対策を検討する。」「(2) 建物の配置方針」として「校舎は、日照をできる限り採り入れられるよう、配慮する」等、省エネ、創エネへの取り組みを示しています。 また2019年 1 月の府中市環境審議会の「府中市におけるスマートエネルギー都市の実現に向けた施策の提案について」の答申では「文部科学省でも推進している環境に考慮したエコスクール化することを推奨します。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童・生徒の環境教育に資するものです。具体的には、太陽光パネル等を利用して発電した電力の活用や、太陽光発電とあわせて蓄電池の導入により夜間照明や、災害時の緊急発電施設としても活用が期待されます。府中市にある公立小・中学校33校をエコスクール化とすることは、地球温暖化防止対策の一助となることが考えられます。」と指摘しています。 文部科学省は2014年に「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」を公表して「長寿命化改修」の各論として				

Q20環境を考慮した学校施設に改修するために、どのような点に留意すればよいですか。

Q21環境教育に活用できる学校施設とするために、どのような点に留意すればよいですか。

Q22再生可能エネルギーの導入はどのようにすればよいですか。

と問いかけ、全国で実施しているスーパーエコスクールのモデル事業を紹介しています。

また建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）の学校建築への応用や、「学校施設のC O 2 削減設計検討ツール」（略称：F A S T）」等のエネルギー消費に関する実態把握やシミュレーションツールも紹介し、さらに各種の国庫助成事業例や成果を紹介しています。

上記の各種答申の趣旨と文部科学省推奨のエコスクール化の到達点と成果を予定されている府中八小、府中一中の改築設計にも生かしていただきたく陳情するものです。

〔陳情項目〕

府中八小、府中一中の改築に当たり、できるだけ省エネルギー・省資源型の学校施設の設計を行い、エコスクール化を目指すように要望します。

付託する委員会

陳 情 番 号	21	受理年月日	令和元年 8 月 2 8 日	
陳情人住所氏名	府中市本町 2 - 2 0 - 1 5 市民要求実現府中連絡会 代表者 甲 田 直 己			
件 名	府中駅周辺に外国語表示のあるトイレ案内板の設置を求める陳情			
ラグビーワールドカップの開催月となり、あわせてオリンピック・パラリンピックの準備に注力されておられる各位に敬意を表します。私たちはかねてより府中駅周辺のトイレの整備を求めて運動しておりますが、府中駅周辺ではトイレ案内板に外国語表示がないことに気づきました。そこでアムステルダムにあるという案内板を参考に外国語表示のあるトイレ案内板を考案しました。このデザインにこだわらず、外国の方々をスムーズにトイレに誘導する目的をご理解いただき、府中駅周辺に外国語表示のあるトイレ案内板を求める陳情にご賛同くださいますようお願いいたします。 〔陳情項目〕 1 府中駅周辺に外国語表示のあるトイレ案内板をできるだけ早く設置してください。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	22	受理年月日	令和元年 8 月 2 8 日	
陳情人住所氏名	府中市分梅町 3 - 2 8 - 1 2 金 原 瑞 人			
件 名	分梅町 3 丁目 8 - 6 のプレハブの撤去のお願いの陳情			
〔陳情趣旨及び理由〕 本件は前議会に提出し、「継続審議」とされたものです。今回、文面を多少改めて、再度提出させていただきます。 昨年 1 月 28 日に分梅町 3 丁目 8 - 6 に、マジックメイキングという会社が 2 階建てのプレハブを置きました。しかし、このプレハブは建築申請がなされてなく、さらに基礎工事もなされていないので、建築指導課が何度も、「工事停止」「使用禁止」の紙を張ってきました。しかし、マジックメイキングはそれらの紙を「本書を故意に破損した者は、処罰されることがある」と書かれているにもかかわらず、そのたびに剥がし、建築指導課がそのたびに張り直すという状況が続きました。 その後、9 月 4 日、近隣の 43 世帯、50 名弱の方々の署名を集め、それとともにプレハブの撤去をお願いする要望書を高野市長に提出しました。10 月 30 日、高野市長から回答が郵送されてきました。それによれば、「建築基準法の違反建築物への対応といたしましては、当該違反建築物の建築主に対し、違反内容を説明するとともに、その是正を指導しているところです。」とのことでした。 ところが、それとほぼ同時に、建築指導課は「使用禁止」の紙を剥がされたまま放置するようになり現在に至っています。現状を黙認する形なので、建築指導課に「なぜ、紙を張らなくなったのですか。」と尋ねたところ、「張ることがむづかしくなった。」との返答で、「なぜですか。」という質問に対しては「話せない。」という返答しかもらえませんでした。 そして昨年 12 月、プレハブは倉庫として使われ始めました。違法であっても建てて使い始めれば、市当局は何もできないということの証明のような実情です。 このプレハブは幾つかのプレートの上に置いただけのもので、違反建築であるだけでなく、地震などのときには大変危険と思われます。その隣の分梅町 3 丁目 8 - 4 には息子夫婦が幼い子どもたちとともに住んでいて、不安でしょうがありません。				

〔要望事項〕

- 1 「この建築物は違法です。即刻、撤去しなさい。」という看板のようなものを立ててください。
- 2 速やかに、プレハブを撤去するようマジックメイキングを指導してください。

付託する委員会

陳 情 番 号	23	受理年月日	令和元年 8 月 2 8 日	
陳情人住所氏名	府中市晴見町 3 - 7 - 4 4 丁 弘 之			
件 名	選挙啓発、投票環境向上の拡充・強化を求める陳情			
〔陳情主旨及び理由〕				
この間、選挙管理委員会に選挙啓発活動に関し防災無線を活用し投票を呼びかける、選挙広報車を復活させる、期日前投票所の増設と期間の延長、府中駅フロアの投票所復活などの申し入れを行ってきました。 選挙広報車は久方ぶりに市議選で 2 台が運行されましたが、参議院選挙では運行されませんでした。防災無線での投票呼びかけは2005年（平成17年）以降中断しています。 期日前投票は年々利用者が増加し、さきの参院選では、期日前投票の利用者が30,556人、投票者数の22.8%に上っており、今後、ますます利用者が増加することが予測されます。 さきの参議院選挙では、期日前投票所の開設は市役所が公示翌日から投票日前日まで21日間。市政情報センターは15日から20日までの 6 日間、東・西出張所は17日から19日までわずか 3 日間でした。 来年 1 月には市長選挙、夏には都知事選挙、総選挙も早晚実施が取り沙汰されています。 直近の市長選挙を見ますと投票率は2012年（平成24年）30.09%、2016年（平成28年）は32.8%にとどまっています。 さきの参議院選挙、全国の投票率は48.80%、中でも10代は31.33%と低投票率が問題視されていますが、府中も前回はさらに下回り53.17%（前回57.57%）でした。 民主主義の根幹をなす選挙への参加がこのような水準にとどまっていることは、極めて憂慮すべき事態です。 2017年（平成29年）、総務省は「投票環境向上に向けた取り組み事例集」を各選挙管理委員会に送りました。 これは、2016年の18歳投票権施行を受けて作成されたものです。ここでは、投票率アップに向けた各地の選挙管理委員会のチャレンジの事例が多数紹介され、総務省自治行政局選挙管理課長の「各選挙管理委員会においては、当該事例集を活用いただき、国政選挙や地方選挙における積極的な取組実施につなげていただきたいと考えております。」との一言が添えられています。				

市長選挙を初め今後の選挙執行に当たり、紹介されている先例に学び、選挙啓発活動、投票環境整備に取り組むことを切望しこの陳情を提出いたします。

〔陳情事項〕

選挙広報車の運行及び投票呼びかけの防災無線の活用を復活してください。

利用者が年々増加している期日前投票。新たな制度を運用し商業施設や大学を含めた投票所の増設と開設期間の延長を図ってください。

付託する委員会